

田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計設置条例

制定 平成 5 年 3 月 5 日 条例第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、ふるさと市町村圏計画に基づく事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年度会計から適用する。